

資料 4

講師等謝金の支出に関する基準

平成15年4月1日適用

平成19年4月1日改定

1 謝金単価

区分	単位	ランク	金額
大学教授及びこれに準じるもの	2時間程度	1	20,000円
大学准教授及びこれに準じるもの	2時間程度	2	15,000円
大学講師及びこれに準じるもの	2時間程度	3	10,000円
大学助教・助手及びこれに準じるもの	2時間程度	4	8,000円以内

2 単価適用

分野	1	2	3	4
	20,000円	15,000円	10,000円	8,000円以内
教育関係	大学教授	大学准教授	大学講師 専門・専修学校講師 カルチャーセンター講師	大学助教・助手 幼小中高等学校教師 地域活動リーダー
行政関係			官公庁職員	
報道関係	放送局長 論説委員長 報道部長	論説委員 記者 アナウンサー		
医療・保健・福祉関係	医師 獣医師	臨床心理士 理学療法士	薬剤師 作業療法士 指圧士 社会福祉士 針灸士 健康運動士 運動指導士 栄養士 保健師 保育士	地域活動リーダー
法曹等関係	弁護士 公認会計士 検事 判事	司法書士 税理士 中小企業診断士 社会保険労務士	家庭裁判所調停委員 行政書士	
宗教関係		住職 宮司 牧師		
芸術文化関係		作家 芸術家	茶道・華道講師 調理師 その他	地域活動リーダー
民間企業関係		企業役員 企業幹部級	左記以外の社員 個人事業者	
レクリエーション関係		日本レクリエーション協会 コーディネーター(旧公認上級 指導者)	日本レクリエーション協会 コーディネーター(旧公認1・ 2級指導者)	地域活動リーダー
国際関係	大使 領事			留学生 地域活動リーダー

備考1 その他の講師等については、上記基準を参考に決定する。

2 多数相手の講演や著名人、タレント等の場合は、相手のランク等諸事情を勘案のうえ、その都度決定する。

3 地域貢献的な講師等(市内に居住・勤務する講師等がボランティア的に関わる場合など)の謝金は、下位のランクを適用することができる。

4 旅費の支給は次のとおりとする。

・近郊から(市内・福津市など近距離から)の場合……………支給しない。

・上記以外で旅費を支給する必要が認められる場合……………実費額を旅費で支給する(例外として旅費相当額を謝金に含めることも可)。